

大成町

瀬棚町

北檜山町



豊かで美しい自然、 人と人のふれあいを 大切にするまちを めざして



大成町

瀬棚町

北檜山町

新町まちづくりプランダイジェスト

豊かで美しい自然、 人と人のふれあいを 大切にするまちをめざして



● 編集・発行 ●

檜山北部3町合併問題協議会

〒043-0595 北海道久遠郡大成町字都427番 大成町役場内
TEL:01398-4-5511 FAX:01398-4-6380

平成16年3月発行

平成16年3月

檜山北部3町合併問題協議会

地域の創造をめざして

大成町、瀬棚町、北檜山町の3町は、地理的、歴史的にも結びつきが強く、これまでも共通する町のしごとについて、連携・協力しあいながら広域的な行政運営や住民サービスを展開してきました。

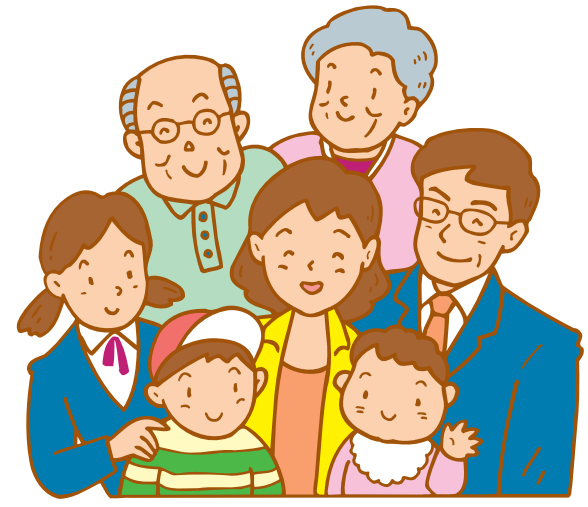
しかしながら、地方分権型社会への対応が求められる新たな時代を迎え、少子・高齢化など多くの地域課題を総合的かつ効率的に解決していくためには、これまでの連携・交流から、3町がより強固な社会基盤・行政基盤をもつ地域として生まれ変わる必要があります。

このたび当合併問題協議会では、合併の判断材料ともなる合併後の新たなまちづくりの基本となる「新町まちづくりプランダイジェスト（要約）」を発行し、3町の全世帯へお届けすることになりました。

この構想は、3町の合併により地域の将来がどのようになるかを展望し、どのようなまちづくりを展開していくのが望ましいか、その方向性を示したもので、住民の皆さんと共にそれぞれの町が抱える課題に対し共通の理解を深め、将来の夢を共有しながら、ともに考えていくため作成しました。

合併は、地域社会の未来を切り開く大事業であり、そこに住む方々の生活に大きな影響を及ぼします。ご家族で、あるいはご近所同士で3町の合併をご自分たちの生活に関わる重要な問題として話し合っただけであれば幸いです。

檜山北部3町合併問題協議会
会長(大成町長) **花田 千賀志**



1. まちづくりプランの位置付け

檜山北部3町（大成町、瀬棚町、北檜山町）においても、人口の減少や少子・高齢化、長引く不況の影響による地域産業など、社会・経済情勢の大きな変化の中で直面する様々な課題に的確に対応し、安心して暮らせる地域づくりや魅力ある生活の実現のための一つの選択肢として、市町村合併を考えるべき時期を迎えています。

市町村合併は行政はもとより、地域住民の日常生活や産業活動等に大きな影響を及ぼすものであることから、住民が合併について考えるための材料を提供する必要があります。

このため檜山北部3町合併問題協議会では、檜山北部3町が合併した場合に、どのような「まち」をめざすのかについてのイメージを示し、住民の検討材料の一つとして活用していくとともに、住民意向を十分に反映しながら今後の検討を進めていくため、「檜山北部3町新町まちづくりプラン」を策定しました。

新町まちづくりプランの役割

新町まちづくりプランの役割をまとめると以下のとおりとなります。

檜山北部3町の合併後の将来像を描いたもの

新町まちづくりプランは、檜山北部3町合併問題協議会において、3町の現状と課題等を明らかにし、これまで独自のまちづくりを進めてきた3町を一体的な地域と捉え、仮に3町が合併した場合の新しい「まち」の将来像を描いたものです。

地域住民が合併について判断する材料となるもの

新町まちづくりプランは、3町の合併の背景や効果、懸念される事項などをとりまとめたものであり、3町の合併について判断する材料の一つとして活用するものとします。

新町建設計画の基礎となるもの

新町まちづくりプランは法定合併協議会に移行した場合に、具体的なまちづくりの方向性を示した「新町建設計画」の基礎となるものとして策定しています。

なお、新町で実際に行うまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する総合計画（基本構想・基本計画）に委ねるものとします。

新町まちづくりプランの期間

新町まちづくりプランは、新しい「まち」の長期的な将来を展望したもので、合併後おおむね10年後を見通したものとします。

2. 3町のすがた

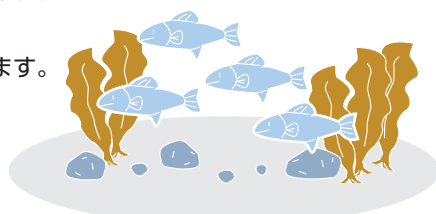
●瀬棚町

瀬棚町は檜山支庁管内の最北部に位置し、北は島牧村、東及び南は北檜山町に接し、西は日本海に面しています。

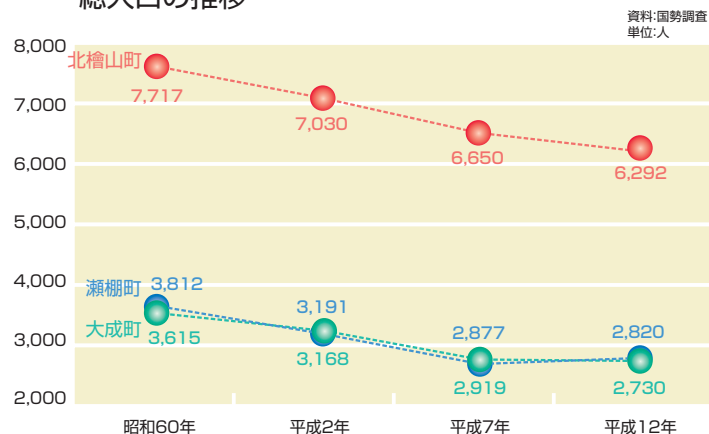
地勢は、北部に道南最高峰の狩場山とこれに連なる山岳地帯があり、地形は平坦部が少なく、海岸に近づくにしたがって起伏する段丘となり、大半が草地となっています。また、海岸線は変化に富んだ奇岩、絶壁が多く、狩場茂津多道立自然公園に指定されています。

沿革をみると、明治30年に利別村（現在の今金町）が分村し、明治35年には東瀬棚村（現在の北檜山町）が分村して瀬棚村となり、大正10年の町制施行により瀬棚町となりました。

基幹産業は水産業、農業を中心とした第1次産業となっています。



総人口の推移



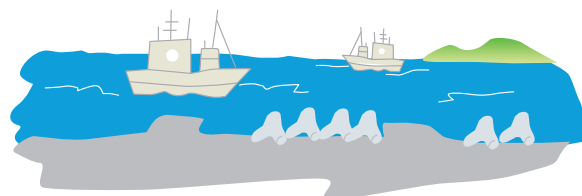
●大成町

大成町は北海道の最西端、檜山支庁管内のほぼ中央に位置し、北及び東は北檜山町、南は熊石町に接し、西は日本海に面しており、海上を27km隔てて奥尻町と対峙しています。

地勢は北部に山脈が形成されており、遊楽部岳において分岐して東部の白水嶽に通じ、その山麓は急激にのびて市街地の背後に迫っているため、耕地は白別川、小川沿いの平坦地を除いてはほとんど傾斜地に開かれています。海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されています。

沿革をみると、2級町村制施行により明治35年に久遠村、大正12年に貝取潤村となり、昭和30年に久遠村と貝取潤村が合併して大成村として発足し、昭和41年に町制施行し大成町となりました。

基幹産業は漁船漁業を主とする水産業が中心となっています。



大成町

瀬棚町

北檜山町



●北檜山町

北檜山町は檜山支庁管内北部の中央部に位置し、東は今金町、八雲町、南は大成町、北は瀬棚町及び島牧村に接し、西は日本海に面しています。

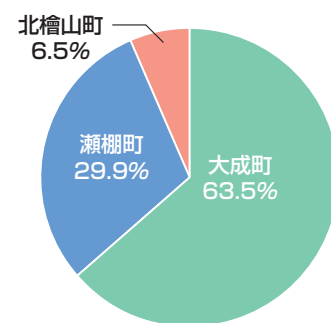
地勢は北部と南部は山岳地帯となっており、その間を後志利別川と太櫓川が東西に流れ日本海に注いでいます。その流域は肥沃な平坦地で水利に恵まれた水田地帯となっています。

沿革をみると、明治35年に瀬棚村から東瀬棚村が分村し、昭和28年に町制施行により東瀬棚町に、昭和30年に東瀬棚町・太櫓村が合併して現在の北檜山町となりました。

基幹産業は農業であり、主要産物は米と牛乳となっています。

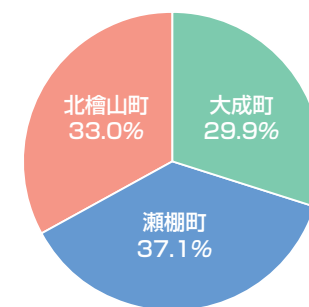
漁業生産高(金額)の町別構成比(平成13年)

資料:平成13年北海道水産現勢



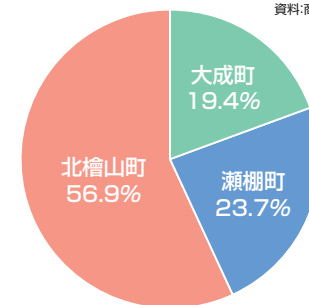
製造品出荷等の町別構成比(平成14年)

資料:平成14年工業統計調査



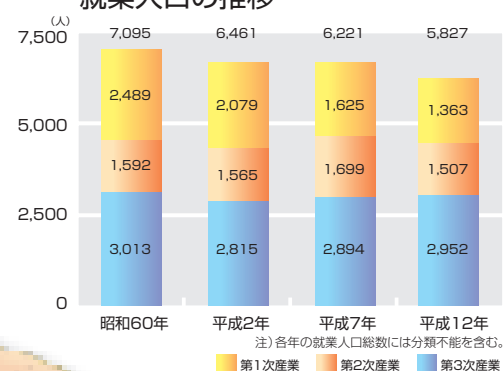
年間販売額の町別構成比(平成14年)

資料:商業統計調査



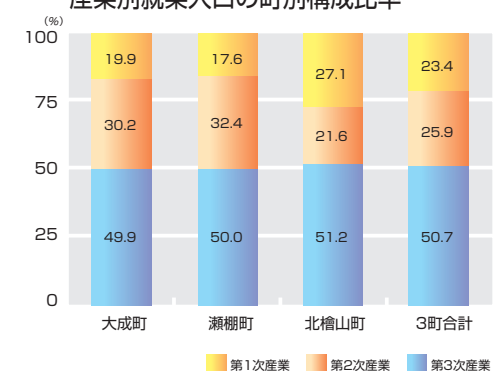
就業人口の推移

資料:国勢調査



産業別就業人口の町別構成比率

資料:国勢調査



3. まちづくりの主要課題と合併検討の意義

まちづくりの課題

少子・高齢化への対応と 支え合う地域社会づくり

国や道を大幅に上回る少子・高齢化の進行や住民の保健・福祉・医療ニーズの高まりに対応するため、これまで築いてきた施設環境を活かし、地域における住民参画の福祉体制づくりをはじめ、安心して子どもを産み育てられる子育て環境づくりや高齢者、障害者の介護・自立支援の環境づくりを進め、すべての住民が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら、共に生きることができる地域社会づくりを新町一体となって進めていく必要があります。

自然との共生と安全で 快適な居住環境づくり

環境保全に対する住民意識の高まり、地球環境の保全や循環型社会の形成等の社会的要請、さらには大きな課題となっている若者の定住促進への対応を図るため、新町が誇る美しく雄大な自然環境・景観と共生するまちづくりを進めるとともに、これまでの取り組みを発展させた総合的な環境施策や災害に強い安全なまちづくり、快適な冬の暮らしづくりを推進し、美しく快適で安全な暮らしが実感できる居住環境づくりを進めていく必要があります。

未来を担う人材の育成と 地域文化の一層の向上

未来の新町を担う、地域に誇りを持ち創造性豊かな人材の育成と、そのための生涯にわたる自己実現の場や機会の拡充、定住を促進する大きな要素である地域文化の一層の向上を図るため、新町の特色ある文化・教育・スポーツ資源を活用した総合的な学習・芸術・文化・スポーツ・交流環境づくりや、内外への情報発信を新町一体となって進めていく必要があります。

特色ある地域資源を 活かした産業の構築

停滞傾向にある地域経済の活性化と雇用の場の創出のため、農業及び水産業を中心とした1次産業を基幹産業とする新町の特性・資源を最大限に活かし、経済環境の変化や高齢社会に対応した農業・水産業の振興を柱に、林業、商業、工業、観光に至るまで、新町の特色ある資源を活かした柔軟な支援施策を新町一体となって推進し、活力ある産業を構築していく必要があります。

交流・定住を支える 生活基盤づくり

道南地域の地域構造の変化も視野に入れた、将来的な新町の発展基盤づくりのため、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、環境と共生する魅力ある市街地環境の創造、定住基盤となる住宅・宅地の整備、安全で利便性の高い道路・交通網の整備、港湾・漁港の整備、高度情報化社会に対応できる情報ネットワークの整備など、交流・定住を支える生活基盤づくりを新町一体となって進めていく必要があります。

参画と協働による 魅力ある地域づくり

地方分権時代の中で、住民の参画と協働によるまちづくりが進められるよう、また各地域の実情に応じた個性豊かな地域づくりが一層進められるよう、住民や住民団体、企業等と行政とのパートナーシップを強化していくとともに、地域コミュニティの育成・支援や地域ごとの住民組織への支援等を推進し、魅力ある地域づくりを新町一体となって進めていく必要があります。

合併の効果

合併による経費削減と財政措置

経費の軽減効果

合併により、町長などの特別職や議員、各種委員会や審議会の委員の数が減るとともに、職員については、総務、企画等の管理部門の効率化を図りながら、サービス提供や事業実施部門を手厚くするなどの見直しにより、全体的に数を少なくすることができ、経費を大幅に節減できます。

合併に伴う財政支援措置

合併した場合、国からの財政支援措置があり、主なものとしては、建設事業に対する合併特例債や合併市町村補助金、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、さらには、合併後も10年間は合併前の町ごとに普通交付税を算定する合併算定替の特例などがあり、これらを有効に活用することができます。

行政能力の強化と行政サービスの向上

総合行政の充実・強化

社会・経済情勢の目まぐるしい変化に伴い、3町においても、保健・福祉・医療、環境、教育、情報化、国際化をはじめ、あらゆる分野において、これまでみられなかった新しい行政課題への対応が必要になりますが、合併することにより、簡素で効率的な職員配置が可能となり、柔軟で横断的な総合行政の展開や、各分野の事業を有機的に活かした新規事業の立案などが期待できます。

行政組織の再編成

3町で大きな課題となっている少子・高齢化に対応した、地域と連携のとれた窓口サービスの充実に欠かれない職員配置が可能となります。

また、合併により管理部門が一つに統合されることから、職員配置などの組織編成にあたっては、管理部門のスリム化や住民サービス部門を充実することが期待できます。

窓口サービスの充実など住民の利便性の向上

窓口サービスについて、合併により行政区画が拡大することから、勤務地や買い物先の近くなど利用可能なサービス窓口が増加し、住民の日常生活圏に即した多くの場所でサービスを受けることができるようになります。

広域的視点に立った効果的なまちづくりの推進

総合的な産業振興施策の推進

町の枠組みを越えた生産基盤の配置及び整備充実、一体的な企業立地の促進、国・道・民間の事業誘致、新たな観光のゾーニングや観光資源のネットワーク化、新産業創出への一体的支援など、土地利用の見直し等を伴った、新たなまちづくりの視点からの取組みも可能となるなど、総合的な産業振興施策を打ち出すことができるようになります。

一体的な基盤整備等による均衡のとれたまちづくりの推進

市街地の再生整備や渡島半島横断道路、開発道路北檜山大成線など国・道道の整備促進、バスなど公共交通機関の充実、高度情報通信基盤や情報ネットワークの整備などが町の枠組みを越えて一体的・効果的に実施あるいは促進できるようになり、整備が一層進むとともに、均衡のとれた整合性あるまちづくりが推進できます。

住民参画・協働のまちづくりの促進

合併によって人口規模が大きくなることにより、より多数かつ多分野にわたる住民の参画・協働が可能となるほか、一体的な情報のネットワーク化や情報公開の推進を通じて、より広い範囲における情報が提供できることから、住民が旧町の範囲を越えてより多くの事業や行事等に参画・協働することができるようになります。

4. 人口の見通し

人口

①総人口

国勢調査結果に基づき人口推計を行った結果によると、新町の総人口は今後も減少傾向で推移し、平成12年の11,842人から、合併後おおむね10年後である平成26年には10,010人になることが予測されます。このため、合併によってさらなる地域の活性化を図り、人口の減少を抑制する必要があります。

なお人口推計は、全国の自治体で現在多く使われているコーホートセンサス変化率法を使用し、平成7年と12年の直近2回の国勢調査結果をもとに町ごとに推計し、それを合算したものです。

②年齢階層別人口

年齢階層別の人口構成をみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子・高齢化が一層進むことが予想され、年少人口（14歳以下）は平成12年の1,465人（12.4%）から平成26年には1,210人（12.1%）に、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の6,984人（59.0%）から平成26年には5,120人（51.1%）に、老年人口（65歳以上）は平成12年の3,393人（28.7%）から平成26年には3,680人（36.8%）になることが想定されます。

世帯数

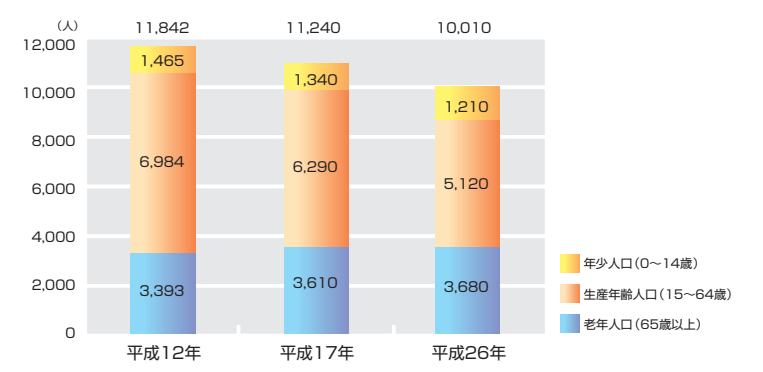
世帯数については、核家族化の一層の進行が見込まれる一方で、人口減の影響により全体的には減少傾向が予想され、平成12年の4,595世帯から平成26年には4,170世帯になることが想定されます。

また、一世帯当人数については、平成12年の2.58人から平成26年には2.40人に減少することが想定されます。

人口と世帯の見通し

項目	年	平成12年	平成17年	平成26年	年平均伸び率	
					H12-H17	H17-H26
総人口		11,842	11,240	10,010	△ 1.04	△ 1.28
年少人口 (14歳以下)		1,465 (12.4%)	1,340 (11.9%)	1,210 (12.1%)	△ 1.77	△ 1.13
生産年齢人口 (15～64歳)		6,984 (59.0%)	6,290 (56.0%)	5,120 (51.1%)	△ 2.07	△ 2.26
老年人口 (65歳以上)		3,393 (28.7%)	3,610 (32.1%)	3,680 (36.8%)	1.25	0.21
世帯数		4,595	4,500	4,170	△ 0.42	△ 0.84
一世帯当人数		2.58	2.50	2.40	-	-

注) 平成12年は実績値。



3. まちづくりの主要課題と合併検討の意義(つづき)

合併で懸念される事項とその対応の方向

サービスの低下や負担の増大への懸念について

基本的に、「サービスは高い方に、負担は低い方に合わせる」という方針で進めることとなります。ただし、単純にサービスは高い方に、負担は低い方に合わせて一元化を図ると、行財政運営に支障をきたすおそれもあり、すべてのサービスをこのような形で行うことは難しいと考えられます。そのため、住民に不公平感を与えないことや、新町としての健全な行財政運営、受益と負担との適正化などを総合的に勘案し、今後、合併後のサービスのあり方を十分協議し、新たに定めていく必要があります。

行政区域の拡大による住民意向の反映について

今後、地域住民の意見を十分に踏まえながら、新町建設計画を策定していくとともに、地域住民の意見をまちづくりに反映させるための住民組織である「地域協議会」(合併後も地域の声を施策に反映させるため、合併前の旧町の区域を単位として設置し、当該区域の地域振興などに関し、合併後の町長の諮問に応じて審議するとともに、必要に応じて意見を述べるができる組織)の設置等について検討するなど、地域住民の意見を十分に反映させる様々な仕組みづくりを進めていく必要があります。

基盤整備や施設整備における格差発生への懸念について

公共投資が中心部など一部の地域に集中し、周辺部は従来よりも投資が少なくなり、さびれてしまうのではないかと懸念があります。今後、3町間で十分協議し、合併後の全町的な均衡ある発展に向けた基盤整備や施設整備、主要施策の方向性について検討・調整し、新町建設計画に反映させていくことが必要となるほか、「地域協議会」の設置検討をはじめとする、周辺部の地域住民の意見を十分に反映させる仕組みづくりを進めていく必要があります。

役場本庁舎と支所の役割分担について

現在の町役場は合併後も支所等として位置づけられ、住民のためのサービス窓口として機能することになっており、これまでとほとんど変わりません。管理部門が一つになることから、ごく一部の専門的な相談(都市計画や建築に関する許可など)に関しては本庁(新町役場)での対応が必要となりますが、その他の大半の住民向けサービスについては、現在の町役場(支所等)で十分対応できます。

各地域の独自性の維持について

それぞれの地域・コミュニティの住民による個性ある地域づくりが継続され、さらに発展していくことができるよう支援していくことが必要であり、合併前から3町間で十分協議し、地域・コミュニティの自立的な活動を支援・促進する仕組みや、各地域の歴史・文化、伝統等を保存・継承する施策について検討・調整していく必要があります。

行財政の効率化に関わる問題について

行政の効率化は、職員の意識改革と資質の向上、事務の効率化、行政サービスの適正化などを踏まえた総合的な視点から、計画的・段階的な改革によって進めていく必要があります。また、行政サービスの維持・向上を図りながら、本庁と支所等との適正な役割・機能分担、情報ネットワークの強化が必要となります。

5. 新町の基本理念、町づくり構想

地域の特性

新町としてのまちづくりを進めるにあたって活用すべき地域の特性や資源は次のとおりまとめられます。

豊かな自然資源にめぐまれたまち

新町は、道南の最高峰狩場山(1,520m)など1,000m級の山々が連なり、南部には遊楽部岳(1,276m)や白水岳(1,136m)などが連なっています。その中間の平坦地には美しくのどかな田園空間が一面に広がり、一級河川後志利別川が流れ日本海に注ぎます。また、北部の狩場山から海岸にかけて狩場茂津多道立自然公園に指定され、南部の海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されるなど、美しく雄大な海と緑の自然環境・景観を誇ります。

これらの自然は、住民の貴重な財産であり、新町の個性を際立たせるかけがえのない資源であることから、自然環境・景観の保全を基本に、適切な形で新町のまちづくりに活用していきます。

新しい時代を見据えた農業・水産業のまち

新町は、稲作、酪農、畑作を中心とした農業が営まれており、肥沃な土壌から生産される米は良質米として定評があり、有機農法の導入による安心で安全な農作物づくりに取り組んでいます。また、牛乳の生産量は檜山管内でもトップクラスです。水産業では1港湾13漁港があり、「とる漁業」から「守り、育て、売る漁業」を積極的に進めているところです。

このように新町は、地域特性・資源を生かした特色ある農業、水産業のまちであり、産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、次代に伝え、さらに発展させていきます。

新エネルギーの導入・活用が進むまち

新町には、日本初の洋上風車や蜂の巣型集合風車など強い季節風を利用した風力発電施設をはじめ、暖房や融雪等への地熱エネルギー活用、自然エネルギーに関する研究施設など、環境への負荷が低い新エネルギーに関する施設等の導入・立地が進んでおり、今後は、家畜糞尿のバイオマスガスプラントでの活用等も検討されています。

新町のまちづくりにおいては、環境保全や産業振興に結びつけて新エネルギー導入による波及効果を生かしていきます。

多彩で魅力ある観光・交流資源を有するまち

新町には、これまでみてきた貴重な自然資源、スポーツ資源、産業資源をはじめ、公営温泉施設や海水浴場、パークゴルフ場や宿泊施設、特色ある公園、親水空間、町民ふれあい農園などの都市と農漁村との交流施設、観光イベント・祭りなど、新町ならではの自然や文化、産業、食文化等にふれあえる多彩で魅力ある観光・交流資源があります。

新町のまちづくりにあたっては、これらの多様な観光・交流資源を一体的に活用し、多くの人々が行き交う、活気とふれあいあふれるまちづくりを進めていきます。

住民活動が盛んな協働のまち

地域社会の連帯感、定住志向の強さは、内外の多くの人々が認める新町の優れた特性の一つです。こうした住民性等を背景に、それぞれの地域において、多様な住民団体やボランティア、NPOが組織され、様々な住民活動や住民と行政との協働のまちづくりが進められています。

新町においては、こうした地域性や住民活動を大切に守り育て、そのパワーとエネルギーを結集し、様々な分野におけるまちづくりの原動力として活用していきます。

新町の将来像

めざす将来像は、合併の必要性和効果、新町としての現状特性や発展課題、基本的な視点を総合的に勘案し、新たな時代に向けて新町が進むべき姿を示すものであり、新町のまちづくりの象徴となるものです。



将来像

**豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちをめざして**

—共に生き共につくる にぎわいのある あたかなふるさと—



6. 土地利用の方針

土地利用の基本方針

新町においてめざすべき土地利用の基本方針を次のとおり定め、国土利用計画や都市計画、農業振興地域整備計画を早い時期に策定するとともに、「自然」と「暮らし」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成に努めます。

- 豊かな自然と景観の保全
- ネットワーク化された道路・交通体系の確立
- 産業基盤の確立
- 優良農地の保全と活用
- 快適な生活空間の確保
- にぎわいのある市街地の形成
- 観光・交流拠点の整備

新町における土地利用は次のゾーン及び拠点に区分し、その基本的な方向をゾーン別に示すと以下のとおりです。

- 河川・湖沼
- 国道
- 道道
- フェリー航路
- 道路・交流軸
- 農村生産・交流ゾーン
- 海浜レクリエーション交流・観光ゾーン
- 海浜レクリエーション交流核
- 保養・休養ゾーン
- 森林ゾーン
- 市街地ゾーン
- 地域サービスの拠点



道路・交流軸

地域の活性化につながる道路・交流軸の整備に努めます。

農村生産交流ゾーン

食糧の生産拠点として整備を進めるとともに、交流空間として活用します。

海浜レクリエーション交流・観光ゾーン

美しい海岸線の整備を進めるとともに、都市住民との交流空間として活用します。また、港湾・漁港については、交流の場、観光の場としての整備、生産基盤の整備を進めます。

海浜レクリエーション交流核

海浜レクリエーション交流・観光ゾーンのうち、観光・交流施設が集中している地区を海浜レクリエーション交流核と位置づけ、交流拠点としての整備に努めます。

保養・休養ゾーン

レクリエーション施設・温泉施設が立地する地域を保養・休養ゾーンと位置づけ、観光・交流拠点としての整備に努めます。

森林ゾーン

森林ゾーンについては、森林資源の保全を図るとともに、森にふれあうレクリエーション等の用途に活用します。

市街地ゾーン

既存の市街地は市街地ゾーンと位置づけ、便利で快適なにぎわいのある市街地の形成に努めます。

地域サービスの拠点

地域の行政サービスの拠点として、機能の向上を図ります。



豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちをめぐらして

7. 分野別施策の概要

基本目標1 健やかに 暮らせる 福祉のまち

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の推進
- 子育て支援の推進
- 高齢者施策の推進
- 障害者施策の推進
- 社会保障の充実

少子・高齢化が急速に進む中で、乳幼児から高齢者まで、障害を持つ人も持たない人も、住民一人ひとりが住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら健康で幸せに暮らせるよう、健康寿命（痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間）を伸ばす環境づくりを総合的に進めていくとともに、ノーマライゼーションの理念（だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）に立った、住民参画に基づくぬくもりのある地域福祉体制づくりを進めます。

また、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができる子育て支援の環境づくりから、高齢者や障害者の介護・自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用まで、住民一人ひとりの生命や暮らし、人権を尊重した総合的な保健・福祉・医療施策を推進します。

主な検討事業

- 保健・医療の充実
 - ・保健・福祉・医療の連携システムの確立
 - ・在宅生活を支える医療体制の確保
 - ・病院の運営方法等の検討
 - ・健康づくり事業の推進
 - ・各種保健事業の充実
 - ・心の健康づくり事業の推進 など
- 地域福祉の推進
 - ・社会福祉協議会の効果的な運営
 - ・ボランティアの育成・強化の推進
 - ・町内会などの地域福祉活動の充実
 - ・福祉施設的环境整備
 - ・安全なまちづくりの推進 など
- 子育て支援の推進
 - ・保育事業の推進
 - ・学童保育事業の実施
 - ・母子保健サービスと子育て支援の充実 など



基本目標2 活力に満ちた 産業のまち

- 農林業の振興
- 水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・勤労者対策の推進

産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、生産基盤の一層の充実や生産技術の高度化・経営の安定化、担い手の育成・確保、販路の拡大と高付加価値化、都市・消費者との交流など、環境変化や高齢社会に即した施策を推進し、基幹産業である1次産業の維持・高度化を図ります。

また、商工会と連携した工業、商業・サービス業等の振興、新町ならではの自然資源や温泉、芸術・文化、産業資源、食文化等を活かした体験・交流型、滞在型の観光、さらには関係機関と連携した雇用対策の一体的推進による若者の地元就職及びU・J・Iターン（※）の促進、後継者の定住促進施策の推進を図り、産業の再構築を進めます。

※U・J・Iターン 就職等により都市部に定住した人が、出身の地方に戻って定住することを「Uターン」、出身地とは別の地方に定住することを「Jターン」、もともと都市部に居住していた人が、地方に定住することを「Iターン」という。

主な検討事業

- 農林業の振興
 - ・農業担い手の育成・確保
 - ・主要作物の生産振興
 - ・農業生産基盤の整備
 - ・情報交流事業の実施
 - ・農用地の利用集積
 - ・認定農業者の育成
 - ・新規就農等の参入
 - ・生産性の高い農業への取組み
 - ・農畜産物加工品の開発
 - ・有機農業への取組み
 - ・地域産業との連携
 - ・農業の法人・集団経営の推進
 - ・森林がもたらす多様な機能の充実と保全、推進
 - ・町有林、民有林の植栽、除間伐等の推進 など
- 水産業の振興
 - ・水産資源種苗生産事業の検討
 - ・漁業生産の向上及び増養殖事業の確立
 - ・マリンタウンプロジェクト事業の推進
 - ・担い手対策のための魅力ある漁業の展開 など
- 商工業の振興
 - ・商工会の育成
 - ・地域の特性を活かした企業の誘致
 - ・消費者ニーズの把握と商工業の推進 など
- 観光の振興
 - ・観光拠点の整備
 - ・観光案内板の整備
 - ・体験型観光の推進
 - ・観光協会の育成
 - ・観光物産の開発
 - ・観光の通年化のためのイベント創出 など
- 雇用・勤労者対策の推進
 - ・雇用の安定化・新規雇用の創出
 - ・若年労働者の地元就職対策の推進
 - ・季節勤労者団体の育成・支援
 - ・雇用対策事業の実施 など

豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちをめぐらして

基本目標3
**自然と共生する
安全なまち**

- 環境・景観の保全と創造
- 公園・緑地・水辺の整備
- 上下水道の整備
- 環境衛生対策の推進
- 消防・防災体制の充実
- 交通安全・防犯対策の推進
- 地域エネルギーの活用

新町の美しく雄大な自然環境・景観の保全と創造、地球温暖化防止など地球環境の保全、持続可能な循環型社会の形成、さらには人々の定住促進に向け、環境を総合的にとらえた施策を住民・事業者と一体となって積極的に推進し、自然と共生するまちづくりを進めます。

また、新町ならではの自然資源等を活かした、特色ある憩いの場やうるおいある親水・親緑空間の創造、健康で快適な生活に欠かせない上下水道整備の充実、廃棄物の減量化・3R（※リデュース・リユース・リサイクル）体制の充実、新エネルギーの導入と活用、さらには大地震や河川の氾濫への対応をはじめとする災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進し、豊かな自然を活かした、美しさと快適性・安全性が実感できる、誰もが住みたくなる居住環境づくりを推進します。

※3R：資源循環型社会を形成するために必要な3つの原則の頭文字。廃棄物について発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）すること。

主な検討事業

- 環境・景観の保全と創造
 - ・環境美化活動への支援
 - ・自然環境の保全
 - ・環境教育・学習の推進 など
- 公園・緑地・水辺の整備
 - ・植樹事業による緑化運動
 - ・植樹祭の実施
 - ・住民主導による緑化の推進 など
- 上下水道の整備
 - ・公共下水道整備の推進
 - ・合併処理浄化槽整備の推進
 - ・水道設備の再整備と統廃合、配水体系の見直し など
- 環境衛生対策の推進
 - ・ゴミの減量化運動の推進
 - ・住みよい地域を形成するための環境整備の推進 など
- 消防・防災体制の充実
 - ・防災体制の充実
 - ・防災行政無線の整備と有効活用
 - ・災害情報ネットワークシステムの確立
 - ・高規格救急車の導入配備と救急救命士の育成
 - ・計画的な消防施設整備
 - ・急傾斜地崩壊防止事業
 - ・河川の水害対策事業
 - ・保安林整備
 - ・海岸地区治山事業
 - ・海岸保全整備事業 など
- 交通安全・防犯対策の推進
 - ・交通安全活動指導者の育成
 - ・交通安全活動事業
 - ・街路灯施設の整備
 - ・地域防犯対策の推進
 - ・自主防犯活動団体の育成・支援 など
- 地域エネルギーの活用
 - ・地域エネルギーの活用促進 など

基本目標4
**多様な交流を生む
にぎわいのある
快適なまち**

- 調和のとれた土地利用の推進
- 市街地の整備
- 住宅対策の推進
- 道路網の整備
- 公共交通機関の充実
- 港湾・漁港の整備
- 情報ネットワークの整備

社会・経済情勢の変化や道南地域の地域構造の変化を展望し、長期的・広域的視点から、新町としての土地利用関連計画の策定のもと、地域の均衡ある発展に向けた計画的かつ調和のとれた土地利用を推進します。

また、これに基づき、自然と共生し、人々が集う魅力ある市街地環境の創造、定住基盤となる快適な住宅・宅地の整備を進めるとともに、地域高規格道路である渡島半島横断道路や開発道路北檜山大成線をはじめとする国・道道の整備促進、町内幹線道路の整備及び生活道路の整備、港湾・漁港の整備、バス等の公共交通機関の維持、高度情報通信基盤の充実及び多様な分野における情報ネットワークの整備等を図り、交流・定住を支える生活基盤づくりを推進します。



主な検討事業

- 調和のとれた土地利用の推進
 - ・計画的土地利用の総合調整
 - ・未利用地の適切な開発誘導
 - ・保全と開発の調和のある推進 など
- 港湾・漁港の整備
 - ・港湾の整備と有効活用の推進
 - ・漁港の整備と有効活用の推進
 - ・漁港海岸・建設海岸保全整備事業
 - ・海岸緑化の推進 など
- 市街地の整備
 - ・都市計画道路の整備 など
- 住宅対策の推進
 - ・公営住宅・町営住宅建設及び改修事業 など
- 道路網の整備
 - ・地域高規格道路「渡島半島横断道路」の早期建設促進
 - ・国道229、230号の整備促進
 - ・道道の整備促進
 - ・開発道路道道北檜山大成線改良事業の整備促進
 - ・生活道路整備の充実
 - ・町道整備の充実 など
- 公共交通機関の充実
 - ・生活交通路線バスの運行支援
 - ・町営バスの運行による交通手段の確保 など
- 情報ネットワークの整備
 - ・ネットワークを利用した窓口サービスの充実
 - ・ホームページの充実 など

豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちをめぐりて

基本目標5
豊かな人間性と文化をはぐくむまち



- 生涯学習の推進
- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 芸術・文化の振興
- スポーツの振興
- 国際交流の充実と地域間交流の推進

生きる力の育成を重視した学校教育の推進や新町の自然・歴史等を活かした地域に開かれた特色ある学校づくりをはじめ、各世代のニーズに応じた生涯学習環境の整備を図り、未来の新町を担う、地域に誇りを持ち創造性豊かな人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を活かすことができる総合的な学習環境づくりを進めます。

また、新町らしさを際立たせ、まちづくりを支える、住民主体の特色ある学習・芸術・文化・スポーツ・交流活動等を積極的に支援・促進し、文化の香り高いまちづくりを推進します。

主な検討事業

- 生涯学習の推進
 - ・生涯学習推進体制の整備
 - ・地域活動・学びのネットワークの構築
 - ・教育環境整備の充実
 - ・図書館・図書センターによる学習情報等の提供 など
- 学校教育の充実
 - ・スクールバスの運行
 - ・地域に根ざし、開かれた学校づくりの推進
 - ・高等学校の適正配置
 - ・幼稚園・保育所の一元化の推進
 - ・教育研究所活動の充実
 - ・学校施設整備の充実
 - ・学校間交流事業等の充実
 - ・情報処理機器整備の充実 など
- 青少年の健全育成
 - ・子ども会やスポーツ少年団活動の育成
 - ・学校5日制対応事業の推進
 - ・放課後児童対策の推進
 - ・青少年育成指導員の育成 など
- 芸術・文化の振興
 - ・文化活動施設の整備
 - ・伝統芸能の継承活動の奨励
 - ・地域文化遺産の保存
 - ・文化団体活動の育成 など
- スポーツの振興
 - ・スポーツ活動の推進
 - ・スポーツ団体、指導者の育成
 - ・スポーツ教室・行事等の開催
 - ・スポーツ施設の充実 など
- 国際交流の充実と地域間交流の推進
 - ・国際交流事業の推進
 - ・体験学習、体験型レクリエーションの推進
 - ・町民交流の推進 など

基本目標6
みんなでつくるまち

- 新時代のコミュニティ形成
- 人権尊重のまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の形成
- 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- 自立した自治体経営の確立



すべての住民が意欲と責任を持って、まちづくりのあらゆる分野に積極的に参画し、個性豊かな魅力あるまちづくりが効果的に進められるよう、コミュニティ活動を一層促進していきます。これとともに情報公開機能の強化や各種計画の策定・実施・点検・見直しへの住民参画の促進、多様な住民団体、ボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入等による住民と行政とのパートナーシップの確立のもと、新たな時代における協働のまちづくりを進めます。

また、地域住民があらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、人権教育・啓発活動や男女共同参画社会の形成を進めます。

さらに、これらを支える自立した自治体経営の確立に向け、地方分権を一層推進するとともに、行政組織・機構及び事務事業の見直し、職員の意識改革・資質向上、電子自治体の構築、行財政運営の一層の効率化を進めるなど、さらなる行財政改革を計画的・段階的に進めていきます。

また、新町の核となる本庁と地域ごとの支所等との適正な役割・機能分担を段階的に進めていくほか、地域協議会等の地域ごとの住民組織の機能充実を進め、住民サービスの向上と地域住民の意向反映に努めます。

主な検討事業

- 新時代のコミュニティ形成
 - ・地域活動の育成・支援
 - ・各種まちづくり活動の育成・支援
 - ・各地域のリーダーの育成 など
- 人権尊重のまちづくりの推進
 - ・人権擁護委員制度に基づく適正配置、適正な活動の推進 など
- 男女共同参画社会の形成
 - ・女性団体への活動支援
 - ・女性団体リーダーの養成 など
- 住民と行政との協働のまちづくりの推進
 - ・広報広聴活動の充実
 - ・住民のまちづくりへの参加促進
 - ・地域インターネットを利用した情報の充実 など
- 自立した自治体経営の確立
 - ・職員の質の向上と定数管理の適正化
 - ・行財政の計画的、効率的な運営
 - ・行政の情報化推進
 - ・ネットワークシステムの統一
 - ・電算システムの統合整備 など

8. 新町の組織・機構

合併後の新組織の基本的な考え方

住民サービスに混乱をきたさない、住民サービスを低下させない組織機構の構築

合併によるスケールメリットを求め、さらに課題を解決しながら行政サービスを展開できる組織機構の整備が重要です。また、旧町エリアに行政サービスが十分行き届くような組織運営を図る必要があります。

簡素で効率的な組織機構の構築

新町の組織機構の基本を「本庁及び支所」として、全ての部門にわたって事務事業の見直しを進め、行政事務の効率化を図ることが重要です。

職員数 **358人** (H15.4)

大成町 101人
瀬棚町 119人
北檜山町 138人

四役の数 **11人**

議員数 **39人**

大成町 12人 瀬棚町 12人
北檜山町 15人

目標職員数

249人

合併15年後 109人減

合併後見込

四役の数 **4人**

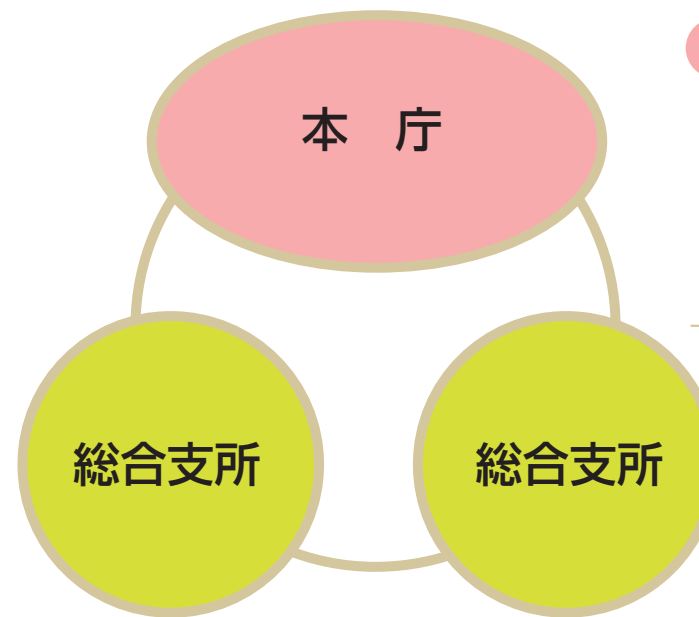
議員数 **22人**

(議員数は在任特例後の法定定数)

定員適正化計画を
策定し、職員数の
適正化に努めます

15年間でおよそ
職員経費 **65.4億円**
物件費 **44.7億円**
合計 **110.1億円**が節減されます。
年間でおよそ
特別職経費 **7,458万円**
議員経費 **4,780万円**
合計 **12,238万円**

新町の組織機構イメージと役割



本庁機能

- 総務・財政関係
人事・広報・企画・財政・
町有財産管理・議会事務局・
教育委員会 など

- 民生・産業・建設関係
各分野の企画・管理部門



支所機能

住民の日常生活に密着した
行政サービスを担当します。

● 民生関係

- 戸籍、住民登録、町民相談の事務
- 国民年金、国民健康保険の事務
- 介護保険の資格取得や認定受付事務
- 民生・児童委員、日本赤十字の事務
- 老人保健、医療費助成の受付事務
- 福祉相談、健康相談 など

● 建設関係

- 道路、橋の維持補修
- 道路パトロール
- 上下水道に関する事務
- 災害復旧 など

● 総務関係

- 地域の振興、自治会、コミュニティ活動の事務
- 広聴、要望や苦情の受付や対応
- 税に関する事務
- 災害、地区防災の事務 など

● 産業関係

- 農林水産業、観光の振興
- 農道、林道、水産施設の維持管理
- 観光施設の維持管理 など

● その他

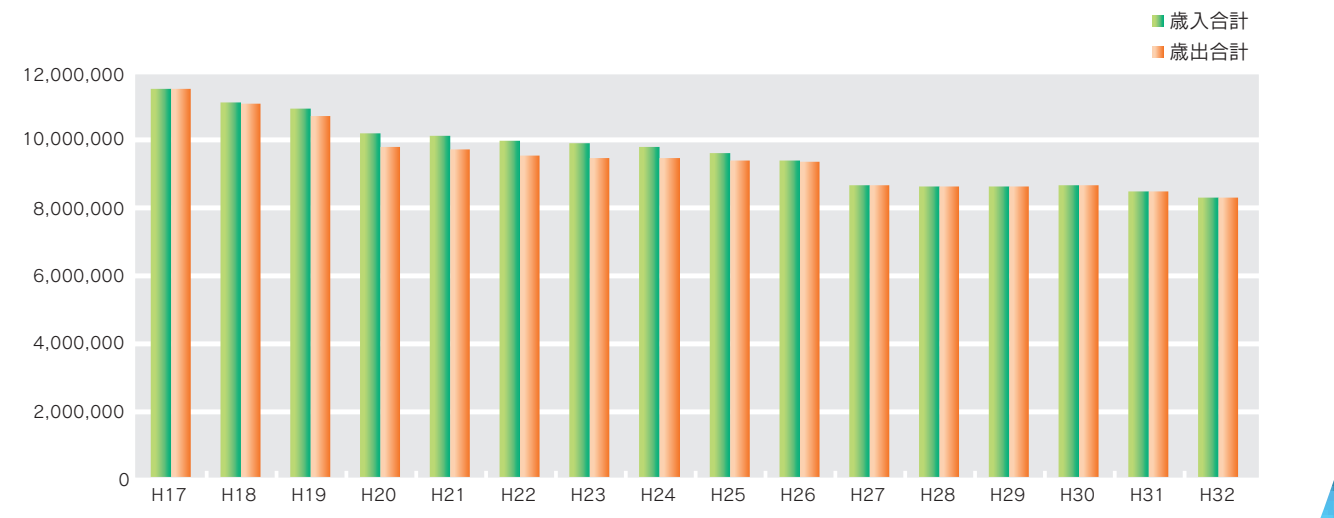
- 本庁・支所間のオンラインシステム化を進めます。



3町が合併した場合の財政シミュレーション

合併した場合

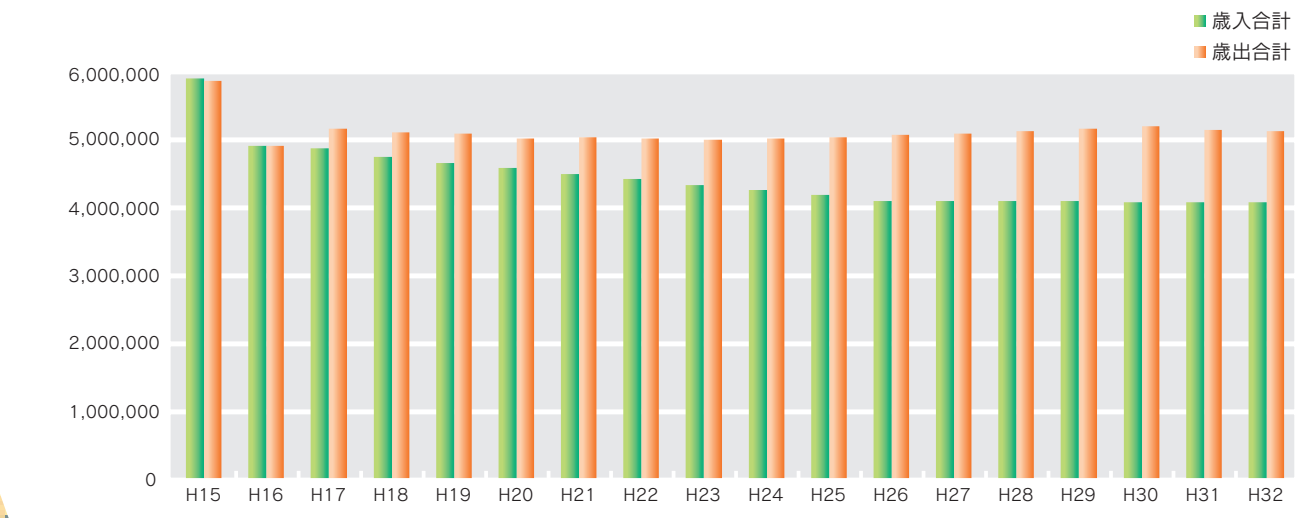
区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入	636,696	632,510	628,317	624,128	619,941	615,752	611,078	606,402	601,728	597,054	592,378	588,135	583,893	579,650	575,408	571,163
歳出	1,985,482	1,930,960	1,828,637	1,774,116	1,719,594	1,665,073	1,610,552	1,556,030	1,501,509	1,446,988	1,392,466	1,337,945	1,283,424	1,228,902	1,174,381	1,174,381
歳入歳出差引	0	61,473	223,233	377,496	370,409	423,494	437,304	337,556	199,777	53,743	0	0	0	0	0	0



合併した場合には、歳入面での合併後の財政支援措置、歳出面での人件費の削減をはじめとする経費軽減効果などを反映して、収支は黒字又は均衡を保って推移していきます。

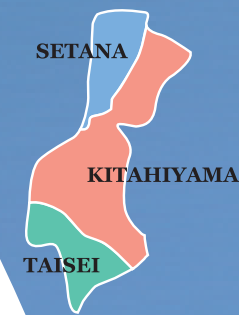
北檜山町

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入	399,864	370,583	370,393	368,032	365,668	363,304	360,943	358,579	355,765	352,947	350,130	347,316	344,498	341,924	339,349	336,775	334,200	331,626
歳出	767,278	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087	773,087
歳入歳出差引	25,000	0	-295,410	-371,726	-429,243	-442,306	-534,896	-598,242	-665,470	-762,741	-865,136	-972,032	-1,005,428	-1,040,930	-1,079,492	-1,120,748	-1,070,238	-1,061,084



これまでと概ね同じ水準の行政サービスを継続する場合、財政調整基金・減債基金等を繰り入れても平成17年度以降赤字収支で推移していきます。平成32年度までに合計で約123億円の財源が不足すると見込まれます。

豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちをめぐらして



10. 任意協議会での協議内容

合併問題協議会では、重要な項目について合併した場合を想定し、どのようにしていくべきかについて協議を行いました。

合併の方式

対等の関係で新たな町を設置する新設合併とします。
地域の活性化に配慮しながらまちづくりに取り組む観点から新設合併としています。

合併の期日

合併特例法の期限である平成17年3月末までに北海道に合併申請をし、合併特例法の財政優遇措置を受けながら、遅くとも平成18年3月末までに新町をスタートします。

新町の名称

公募、協議会委員提案による方法、旧町名を名称とする方法など、いろいろな町の名称の決め方がありますが、法定協議会で検討します。

事務所の位置

住民の利便性や合併後の庁舎施設の充実整備を考慮して、北檜山町役場を本庁舎とします。

大成町役場と瀬棚町役場は、住民サービス部門を重点的に配置できる総合支所とし、住民サービスの低下をまねかないようにします。

財産の取扱い

3町には土地、建物、基金などの公の財産や施設整備・下水道整備等の事業費を借り入れた借金がありますが、これらの財産や借金はすべて新町に引き継ぎます。

なお、基金については、法令で定められている基金や通学定期補助のために積立てられている基金などがありますので、基金ごとに統合し新町で取扱いを調整します。

地域自治組織及び地域協議会の取扱い

旧町区域に法人格を有する区を一定期間（5年間）設置できる「地域自治組織」と市町村建設計画、予算編成、各種計画に意見を述べることが出来る「地域協議会」を設置し、住民の意見を行政に反映していきます。

議会の議員の定数及び任期の取扱い

合併した場合の議員定数及び任期の取扱いについては、次の方法があります。

- ① 合併時に定数の2倍以内（44人以内）による選挙を実施し、4年後に法定定数（22人以内）による一般選挙を実施する方法。
- ② 合併時に選挙を実施しないで合併前の町議会議員全員（39人）が2年以内で在任し、その後法定定数による一般選挙を実施する方法。
- ③ 公職選挙法の規定により、合併時に法定定数による設置選挙を実施する方法。

当協議会では、地域住民の声の反映などを考慮し、そのまま2年間は町議会議員として在任する②の在任特例による方法としています。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

合併した場合の定数及び任期の取扱いについては、次の方法があります。

- ① 合併時に選挙をしないで、合併前の選挙による農業委員全員（30人）が1年間を超えない範囲で在任し、その後法定定数（20人以内）による選挙を実施する方法。
- ② 農業委員会等に関する法律の規定により、合併時に法定定数による選挙を実施する方法。

当協議会では、農業委員会は統合し、合併前の選挙による農業委員会は、そのまま1年間は新町の農業委員として在任する①の在任特例による方法としています。

地方税の取扱い

各町で差異がある税率や納期等を調整します。

【個人町民税】

均等割は、制限税率（2,600円）と標準税率（2,000円）を適用している町がありますが、標準税率に統一します。
納期を統一します。納期は次のとおりです。

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日	8月31日	10月31日	12月28日

【固定資産税】

納期を統一します。納期は次のとおりです。

第1期	第2期	第3期	第4期
4月30日	7月31日	9月30日	11月30日

【特別土地保有税】

合併後は都市計画区域が存するため、都市計画区域の免税点（5,000㎡）に統一します。
（現在、免税点 北檜山町 5,000㎡、大成町・瀬棚町 10,000㎡）

【入湯税】

施設の規模や合併前の町の事情を考慮し、合併特例法による不均一課税を3年間適用し、その後統一します。3年間は入湯税の額は現行どおりとなります。

項目	町名	大成町	瀬棚町	北檜山町
宿泊客		150円	-	100円
入浴客		60円	40円	100円

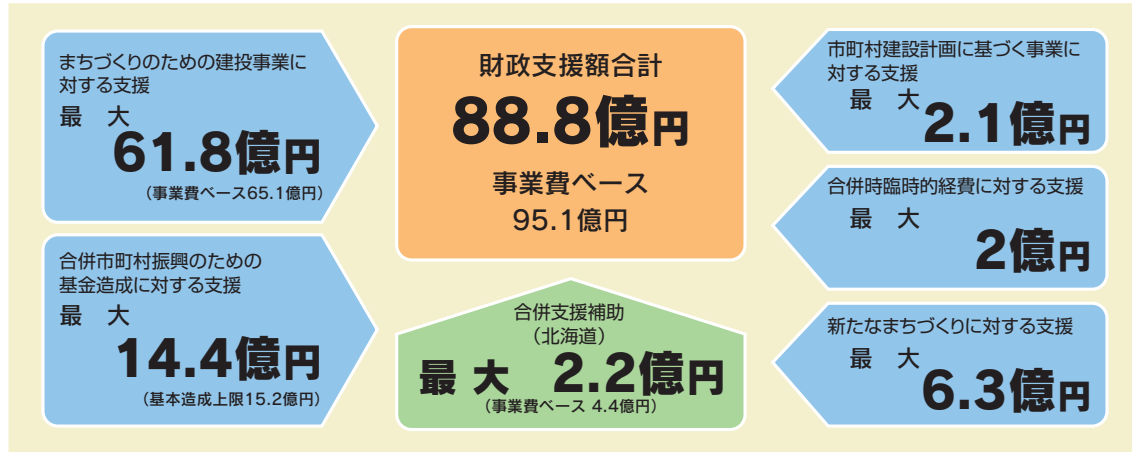
（平成15年4月1日現在）

一般職員の身分の取扱い

3町の職員は、そのまま新町の職員となります。
合併後は、簡素で効率的な行政組織を構築し、合併時の職員（約350人）を段階的に削減しなければなりません。そのためには「定員適正化計画」を策定し、職員数の適正化に努めることとします。

また、給料、各種手当は合併時に統一基準を定め、給料月額格差は合併後速やかに是正に努めます。

12. 国・北海道の支援制度



合併後に活用できる制度等

国の支援策（市町村合併支援プラン）

項目	内容	活用例
合併特例債	①まちづくりのための建設事業—市町村建設計画に基づく事業に対し合併特例債を充当 ②基金造成—地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し合併特例債を充当 ③公営事業—合併に伴う下水道事業等の増経費に対する一般会計からの出資及び補助に対し合併特例債を充当 充当率95%（公営企業に係るものは100%） 元利償還金の70%を後年度において普通交付税措置（合併後10カ年度）	・町道整備 ・地域公共ネットワーク整備 ・文化施設整備 等 ・各種ソフト事業（基金事業）
合併市町村補助金	市町村建設計画に基づく事業に対し補助 合併後3カ年の補助	上に同じ
普通交付税額の算定の特例	合併後10カ年度は、合併がなかったものと仮定して毎年度算定した普通交付税の額を保障。 さらに5カ年度は激変緩和措置	
普通交付税の合併補正	合併後における行政の一体化に要する経費等に対する措置（合併後5年間）	・基本構想等の策定 ・地域公共ネットワーク整備 等
特別交付税	新たなまちづくり、公共料金格差の合併後の需要に対し包括的に措置（合併後3年間）	・公共料金格差調整 等
その他	上記の他、国庫補助事業等の優先採択、適用要件の緩和等の優遇措置など	・道路整備、教育施設整備、 農林生産基盤整備等

北海道の支援策

項目	内容	活用例
合併支援補助	市町村建設計画に基づいて行う事業で地域内の交流、連携、一体性の強化などの取組みに対し交付 ・道路や生活環境の基盤整備事業 ・保健・医療・福祉の充実に関する事業 ・合併市町村のコミュニティ施設の整備や活動支援に関する事業 ・合併市町村の一体感など地域形成に関する事業	・講演会などリーダー養成事業 ・地域文化の保存、伝承に係る事業 ・地域コミュニティの活動に対する助成 ・イベント開催に対する助成 等

11. 法定合併協議会での協議項目

法定協議会では、新しいまちづくりのための建設計画や合併に関するさまざまな事項を協議します。

●基本的協議項目

- 1 合併の方式 2 合併の期日 3 新町の名称 4 事務所の位置 5 財産及び公の施設の取扱い

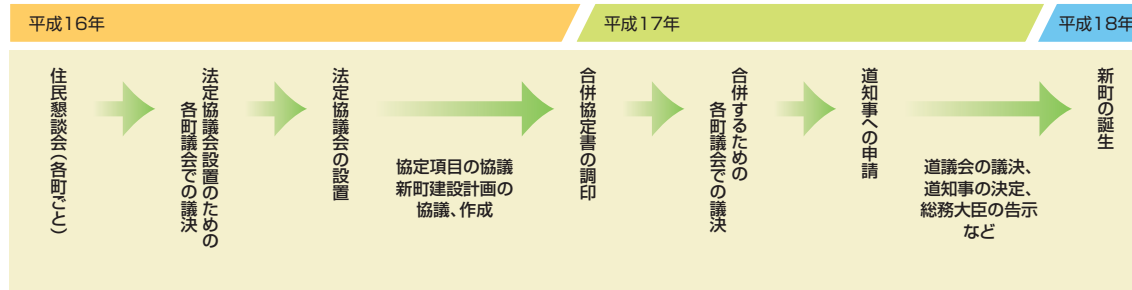
●特例法に規定されている協議項目

- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 8 地方税の取扱い
- 9 一般職員の身分の取扱い 10 地域自治組織及び地域協議会の取扱い

●その他の必要な協議項目

- 11 特別職の身分の取扱い 12 条例規則等の取扱い 13 組織及び機構の取扱い 14 町・字の区域、名称の取扱い
- 15 慣行の取扱い 16 広域連合、一部事務組合等の取扱い 17 公共的団体等の取扱い 18 使用料、手数料等の取扱い
- 19 補助金、交付金等の取扱い 20 国民健康保険制度の取扱い
- 21 各種事務事業の取扱い
 - 21-1 商工観光関係事業
 - 21-2 都市計画・建設事業
 - 21-3 上下水道事業
 - 21-4 消防・防災事業
 - 21-5 環境衛生・環境保全事業
 - 21-6 教育事業
 - 21-7 福祉・保育・保健衛生事業
 - 21-8 介護保健事業
 - 21-9 病院及び診療所事業
 - 21-10 広報・公聴事業
 - 21-11 電算システム事業
 - 21-12 窓口サービス事業
 - 21-13 交通関係事業
 - 21-14 国際交流等事業
 - 21-15 姉妹都市等事業
 - 21-16 農林水産関係事業
 - 21-17 その他事務事業
- 22 新町建設計画

13. 合併までのスケジュール予定



豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にすまちをめぐらせて